

毎年の税条例改正、この資料でラクラク進む!

税条例改正参考資料 令和6年度

毎年3月に公布される地方税法の一部改正に合わせた改正例の参考情報を「税条例改正参考資料」としてお届けしています。

こんなお悩みございませんか…?

- 条例を改正する際の参考となる資料が欲しい。
- 例規集が横書きなので、「総務省税条例改正例」をそのまま利用できない。
- わたしたちの自治体では、4月1日施行分を専決処分とし、議案を2つに分けているが、議会ごとの附則の規定をどうすればよいのだろう。



本商品をご利用いただくことで解決いたします!

- 「総務省税条例改正例」横書き対応版があるので横書き用の加工をする必要がない。
- わがまち特例の法律の改正の確認が難しかったが、地方税法の改正との対比表があり、理解できた。
- 9月以降の議案例も提供されるなど、様々な議案例に対応した情報のおかげで、附則の規定等の疑問も解決できた。



サービス概要

1 「総務省税条例改正例」をもとに、下記資料をご提供します!

- 総務省税条例改正例施行日色分け版
- 「総務省税条例改正例」横書き対応版
- 改正議案例・新旧対照表例（4月1日施行専決分とそれ以外の議案に分ける例）
- わがまち特例の割合及び地方税法の改正との対比表

2 同一年度内に複数の改正例が出た場合は、その都度、資料をご提供します! 追加料金は一切頂きません。

3 本資料には、税条例のほか、都市計画税条例、国民健康保険税条例、固定資産評価審査委員会条例の改正を含みます。

約30のファイル(docx、xlsx、pdf)が入ったzipファイルを、メールに添付する形でのご提供となります。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

総務省配布の税条例の改正参考例の横書き・施行日色分け版

色分けを参考に、規定の施行日の確認に役立つ！

資料 No. 10

（令和5年3月31日確定稿）

令和5年4月7日
第一法規サポートデスク

黒	： 令和5年4月1日施行【原則施行日】
青	： 令和5年7月1日施行
茶	： 令和6年1月1日施行
深緑	： 令和7年1月1日施行

市（町・村）税条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町・村）税条例（例）（昭和29年自乙市登第20号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の前項の」に、「若しくは市（町・村）民税に充当し」を、「個人の市（町・村）民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条

「わがまち特例」の改正内容と参酌値

「税条例（例）」をベースとした税条例改正がスムーズにできる！

資料 No. 51 税条例附則第10条の2「わがまち特例」の令和5年度の改正内容と参酌値

令和5年3月17日
第一法規サポートデスク

■附則第10条の2「わがまち特例」の令和5年度の改正内容と参酌値

令和5年4月1日内容現在

改正後	改正前	地方税法で定める割合の範囲	都計
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）		
第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	2分の1 を参酌して3分の1以上3分の2以下	
2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の4 とする。	2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の4 とする。	5分の4 を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内	
3 法附則第15条第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の3 （都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 ）とする。	3 法附則第15条第5項に規定する市町村の条例で定める割合は、 5分の3 （都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第5項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 ）とする。	・1つ日は、 5分の3 を参酌して2分の1以上10分の7以下 ・2つ日は、 2分の1 を参酌して5分の2以上5分の3以下	改正
4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	2分の1 を参酌して3分の1以上3分の2以下	
5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2 とする。	5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2 とする。	3分の2 を参酌して2分の1以上6分の5以下	
6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1 とする。	2分の1 を参酌して3分の1以上3分の2以下	

専用申込書

TEL 0120-203-694 電話受付時間／9:00～17:30（土・日・祝日を除く）

FAX 0120-302-640

商品名	価格
税条例改正参考資料 令和6年度 [094656]	定価 13,200円（本体 12,000円+税10%）

※メールでの納品となりますので誤りの無いよう、zipファイルを確実に受信できるアドレスを記載ください。
※消費税は申込日時の適用税率に依ります。

お申込み日 年 月 日

〒 ー ー

ご住所

機関名 部署名 公用 私用

フリガナ ー ー ー ー

ご氏名 様 TEL ー ー

E-mail @

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）又はフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974